

菊陽町立菊陽西小学校いじめ防止基本方針

菊陽町立菊陽西小学校

1 いじめとは

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

2 本校のいじめ防止基本方針

- (1) 「いじめは絶対に許されない」という認識に立ち、人権教育を根底に、すべての教育活動を通じ、いじめの早期発見、早期解決に努める。
- (2) 互いの「ちがい」を大切に、認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりと道徳心を培う教育活動を推進する。
- (3) 児童に対して愛情をもち、一人一人の自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (4) 学校や家庭、専門機関などと協力・連携して取り組む。

3 いじめの未然防止と早期発見、早期解決のために

「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」「早期発見」「早期解決」に取り組む。

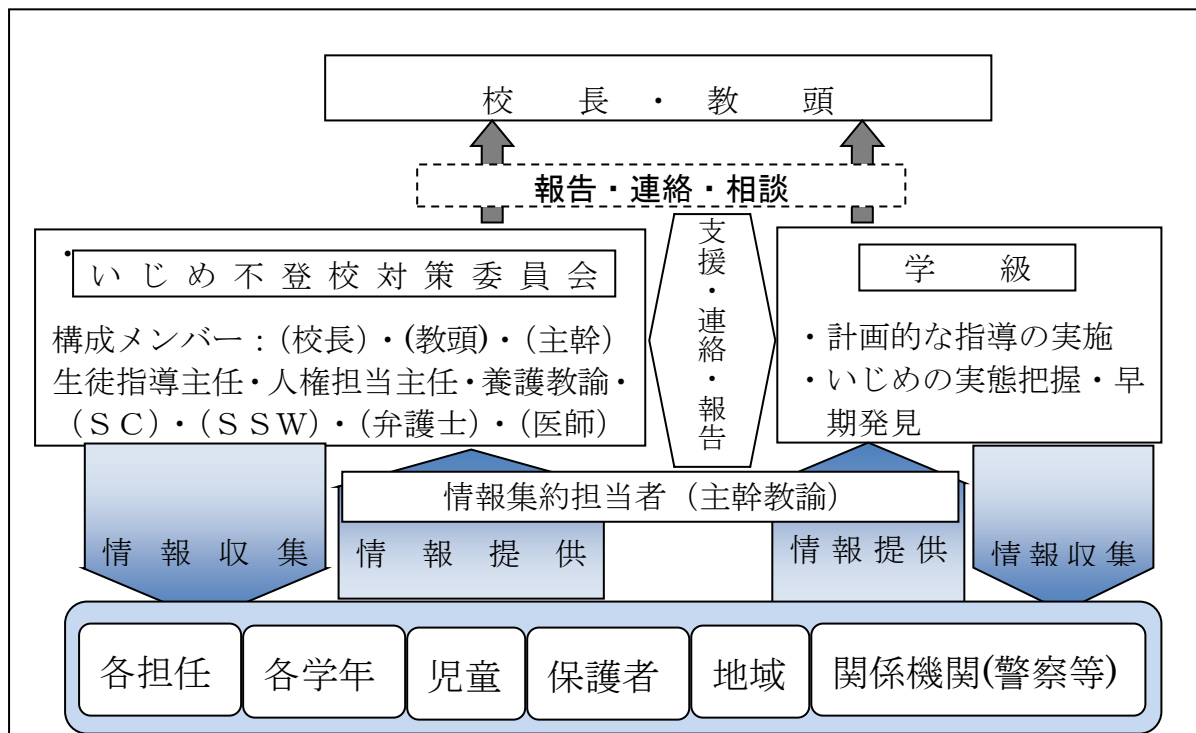
- (1) いじめの「未然防止」「早期発見」に向けて
 - ・ いじめはどの児童、どの学校にも起こりうるとの認識を持ち、日々の教育活動にあたる。
 - ・ いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではないこと、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っていることを指導する。
 - ・ いじめは早期に発見することが早期の解決へつながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童の信頼関係の構築に努める。
 - ・ いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識して、児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない。
 - ・ 心のアンケートや諸調査等を通して、児童の悩みや人間関係の把握に努め、共に考え、解決しようとすることで、児童との信頼関係を深める。
 - ・ 一人ではなく、複数の教職員間で児童にかかわる情報を共有し、保護者とも

連携して情報を収集する。

- ・「いじめ不登校対策委員会」では、いじめ防止のための年間指導計画を作成し、学校全体で共有する。

(2) いじめの「早期解決」に向けて

- ・いじめを発見したときには、学級担任だけでなく、「いじめ不登校対策委員会」を窓口として保護者や関係諸機関、専門家等と協力して解決にあたる。
- ・まずは、被害児童の安全を最優先に考え、組織的に綿密な情報収集を行い、事実確認をした上で毅然とした態度で指導にあたる。
- ・加害児童だけの問題ではなく、傍観者の立場もいじめているのと同様であると認識させ、学校の問題として指導を行う。
- ・家庭との連携をより密にし、学校側の情報を伝えるとともに家庭からの情報を集めて指導に生かす。



4 ネット上のいじめ

近年、パソコンや携帯、ゲーム機やスマートフォン等を利用してのいじめも増えてきていることから、情報モラルの指導だけでなく家庭でのフィルタリングやルール作り等、保護者と連携・協力して指導を行っていく。